

患者団体の独立性を尊重する高い倫理性と相互理解を担保したうえで患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得ることを目的として、日本製薬工業協会(以下、製薬協)によって「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」が策定されました。

大正製薬株式会社(以下、当社)は、当社の行う医療用医薬品に関する事業活動において、製薬協の会員企業として、同協会が定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「医療用医薬品プロモーションコード」、「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」、「製薬協コード・オブ・プラクティス」、「患者団体との協働に関するガイドライン」をはじめとする関係諸規範およびその精神に加え、この「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」に従い、以下の方法により必要な情報を公開致します。

## 1. 公開方法

当社ウェブサイト等において公開する。

## 2. 公開時期

前年度分について、その決算終了後、適切な時期に公開する。尚、公開は2014年度分から開始する。

## 3. 患者団体の定義

患者団体とは、患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者会および患者支援団体をいう。

## 4. 公開対象

### (1) 直接的資金提供

(対象) 寄付金、会員・賛助会員費、協賛費、広告費等

(内容) 直接的資金提供を行った患者団体名及び費用項目ごとの金額を記載

### (2) 間接的資金提供

(対象) ・患者団体支援を目的とした当社主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用

・患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用

(内容) 間接的資金提供を行った患者団体名及び間接的資金提供総額を記載

### (3) 当社からの依頼事項への謝礼等

(対象) 講師、原稿執筆・監修、調査、アドバイザー等の費用

(内容) 当社から依頼を行った患者団体名及び費用項目ごとの金額を記載

### (4) その他

(対象) 労務提供の有無

(内容) 提供した患者団体名を記載

2015年1月1日 制定

大正製薬株式会社